

# イギリス革命における「地方」の問題

今 井 宏

一六四七年十月末、かの有名なパトニー討論において、将来の体制決定をめぐる独立派と平等派の二つの革命方式がはげしい対立をひきおこした。ことに第二日目の十月二十九日には選挙権の問題がとりあげられ、「生得権を失なっていないすべての住民は、選挙において平等な発言権を持つべきである」との発言に集約される平等派の主張に対して、独立派のスポークスマン、ヘンリ・アイアトンが立って防戦につとめたことは、周知の事実であろう。もちろんこのばあい平等派の要求が完全な意味での普通選挙権であったといえないことは、最近のマクファーソンの研究も大いに強調している点であるが、それはさておき、ここでこれに対抗したアイアトンの論理をふたたびとりあげてみたいと思う。アイアトンにとっては、平等派の選挙権の要求は「絶対的自然権へ逃げこんで、すべての市民権を否定する」ことに他ならず、「人がここに生まれたというだけで、この土地やその他すべてのものを処理する権力に参加しうるといふことには、じゅうぶんな根拠がないように思われる」というのである。それならばこのような基本的な認識にたつ彼は、具体的にはいかなる選挙権の範囲についての構想をもっていたのであろうか。それを彼はつぎのような論理で語っている。「この国に恒久的な固定した利害 a permanent fixed interest を持たないひとびとは、国

事の処理や、われわれの統治さるべき法を決定するひとびとを選出するのに、関係したり参加したりする権利をもたない。……この国が統治される法をつくる代表者を選ぶのは、この国の地方的な利害 the local interest of this kingdom を理解しているひとびとであり、言葉をかえれば、土地をにぎるひとびと、すべての産業をにぎっているところの組合 corporation に属しているひとびとなのである」と。

この彼の発言や、また「私がここで弁護しようとするのは、私が財産に眼をつけているからだ」とか「神の法も自然法も私には財産を与えはしない。財産は人間の作りだした制度である。私は財産をもっている。そして私はそれを享受しよう。制度は財産を基礎づけるのである」といった財産所有者意識のきわめて濃厚な発言から、彼が構想した新しい政治体制の構成員には、一定の財産資格をそなえたもの、より具体的にいえば、フリーホルダーと組合のフリー・マンが考えられていたことは、容易に指摘しうるところである。だがここでは、このようなこれらの発言の基底に流れる財産所有者意識とならんで、選挙権は「地方的な利害を理解している」ひとびとに限定しようとして注目が注目されねばならない。すなわちアイアトンは、「イングラントのもっとも貧しいひとをもっとも偉いひとと同様に生きるべき生命をもっている。……だからいかなる貧しい人も、自分が発言権をもたない政府には、まったく服従する義務はない」という平等派のレイイバラの発言に反駁を加えて、「貧しいひとでも地方的な利害をもっている場合に限る」と限定をつけている。そのうえこの「地方的利害」なるものは、「恒久的利害」と結びつけられて、「恒久的・地方的な利害 permanent, local interest」というかたちで発言されており、しかもかかる「恒久的・地方的利害」のもちぬしこそ「国のぜんたいの利益を理解しうる」とされているのである。アイアトンはさらにこのことを説明して「恒久的・地方的な利害とはどこにも動かしえないものであるとして、さきにもふれたように、具体的には土地に対するフリーホルド、組合におけるフリー・マンの権利を擁護するのである。

さて以上のアイアトンの論理においては、議会における代議員選出の基盤としてあくまでも「地方的利害」が考えられており、いわば「国民的利害」はかかる「地方的利害」の総合として把握されているといえるであろう。換言すれば、それぞれの地方における「地方的利害」の貫徹をはかる体制こそ、アイアトンの希求した体制であったといっ

てもよからう。もちろんこの場合に、現実にはそれぞれの地方的単位において、その構成メンバーのすべての利害が「地方的利害」なのではなく、あくまでも「恒久的」なる形容詞のつけられた利害をもつ社会層のその貫徹をはかる体制なのである。そしてかかる「地方的利害」の総和として文字どおり共同の富であり、共同の福祉であるコモンウェルスが登場する。<sup>(13)</sup> アイアトンの発言との連関を証拠だてる具体的な発言・史料はもたないけれど、イギリスにおける共和国の成立、ことにそれがコモンウェルスと名づけられたのには、これまでみてきたアイアトンの「恒久的・地方的な利害」という論理が底流として存在することを否定できないであろう。<sup>(14)</sup>

「地方的利害」の基盤にたつコモンウェルスの理念は、その後の革命の展開過程においていかなるかたちで姿を現わすであろうか。皮肉にもそれは、コモンウェルスの危機的状況、すなわちプロテクター政権の崩壊により王政復古が必至となった時点における、ひとつの時論的評論のなかにはっきり認めうるのである。ジョン・ミルトンの『自由共和国を樹立する迅速にして容易な方法』<sup>(15)</sup>がそれである。この論文はその初版は一六六〇年三月三日に出版され、さらに情勢の切迫を見て四月に第二版が刊行されたものであり、したがってそこには何よりも王政復古の可能性の必然化を恐れる時論的な発言が基調をなしているが、ともかくもそこにはかつてクロムウェルの秘書をつとめて独立派の主流と密接な関係にあったこの詩人の「自由共和国」Free Commonwealth 擁護を通しての革命の成果を守る姿勢が強くうちだされている点において、それが危機状況における発言だけに注目に価いする。この論文でミルトンの構想した「自由共和国」の構造は、第一に高度に寡頭制的な終身制の中央議会、第二に厳重な制限をうけしかも段階的な選挙制度<sup>(16)</sup>、そして第三に地方議会という三本の基軸によって組み立てられている。もちろん本稿における関心は第三の地方議会の問題に集中さるべきことはいうまでもないが、まずその前提として、第一の寡頭制的な中央議会と当面の対象である地方議会が彼の構想においてはいかなる関係にたつものであるかが問題になるであろう。ザゴリンのこの論文に対する評価はなかなか手きびしい。すなわち彼はミルトンの構想が、「二十年の革命の経験から彼がひきだした唯一の結論は民衆的議会は危険なものであり、つぎつぎに継承する議会は信用するにたらない」という議会制に対する不信のうえにうちたてられたものであって、彼の主張する中央議会はその複雑な選挙規定と終身制というファ

クターとあいまって、王政復古に反対する上流階級の支配を望むものに他ならず、貴族政をもってデモクラシーとみる自己欺瞞に陥っている、と批判している。しかしながらザゴリンの批判は、第一にはたして終身議員からなる寡頭制的な中央議会が自由共和国の理論的構成において一義的な重要性をもっていたかどうかの検討を怠っている点で、そして第二にそれと関連してここで問題とする地方議会についてまったくふれていない点で、説得力をいちじるしく欠くといわねばならない。ザゴリンとはちがい、ウルフは正当にもこの中央議会の構想が王政復古に対抗するための時論的要請から生まれたものであり、「安定と永続性に対する国民の要望に応えた」ものであるとして、終身制に重点をおかない理解をしており、いっぽう地方議会についても、これを提案することによってミルトンは、中央議会の民主的な構成と選挙という提案を拒否しながら民主的な感情に重大な譲歩を行なっている、と評価している。ただそれに続けてウルフは、「ミルトンはおそらく大衆に譲歩しなければならぬとは感じていたが、この第一の議会（地方議会をさす——引用者）は譲歩にすぎず、彼が提案した共和国の不可欠な部分ではないと結論するのは正しくない。それはじっさいは機構における重要な歯車なのであって、それを彼はたんなる付属物とは考えていなかった<sup>(18)</sup>」としてミルトンの構想に占める地方議会の重要性を指摘している。そこでこの問題に関心を集中させながら、ミルトンの論旨に即して検討を進めていくことにしたい。

ミルトンが「一般評議会」general council とか「大評議会」grand council と呼ぶ中央の議会は、彼によって「公正にして自由な政府の基礎」とされており、しかもそこに民衆の主権は移譲されているのではなく委託されていると考えられ、その条件づきでこの会議は軍事権・財政権・立法権・和平交戦権<sup>(19)</sup>を行使し、さらに「秘密と迅速」を貴ぶ事柄の処理にあたるために國務院 Council of State を選出する。そのかぎりにおいてこの中央の議会は国家機構の中核たるべき地位を占めているようにみえるが、これに続いて「仕事が緊急を要するものであり、時を失することはできないから」という理由で、その議員の終身制が提案されるのである。終身制の提案理由は、この他にも革命期の議会の歩んだ歴史の回顧のうえにたつ混乱回避の要求が強調されているのであって、こうした点からみて終身議員の提案は、何よりもまず王政復古の危険を避けるという時論的要請から生まれたものであるとする、永岡薫氏の

指摘は疑いもなく正しい。そして自由共和国の「より本来的な理論的部分」を地方議会の構想に求められるのも至当である。<sup>(20)</sup>

ところがこれも永岡氏の指摘されるところであるが、この地方議会の構想は必ずしもこの論文の中で体系的に展開されているわけではない。それはまず最初は中央議会の構成を決定する選挙との関連において登場している。すなわち安定をもたらすための方策として中央議会における終身制とならんで、段階的な選挙法を提案したミルトンは、かかる選挙の理想的な運営のためには教育によるひとびとの意識の変革が必要であり、それが行われれば大評議会に選出された議員への不信がなくなる、と考える。「しかしすべての不信をなくすために」——ここに地方議会の構想が生まれる。「人民はすべての州の主な町に数個の普通集会 ordinary Assemblies を設ける。普通集会というのはこれ以後委員会 committees という憎むべき権力と名前を完全に消滅させるためであり、また多くの議員たちが遠くから召集され、家から離れて住み、家族からも離れるといった面倒や負担や時間の損失をなくすためであって、彼らはその州の自分の家で……これまでの多くの集会と同様に彼らの自由を確保することができるようにするためである。これについては、私は本論の末尾においてもっと語りたいと思う。なぜならそれは時間にかかわる問題であって、一步一步完成に近づいていくものなのであるから」と。<sup>(21)</sup> それではつづけて本論の末尾に近い部分で展開されているミルトンの地方議会論を引用してみることにしよう。

「(宗教的自由とならんで)、われわれの自由の他の部分は、市民的権利と万人の長所に応じた昇進とにある。……この両者は私の意見では以下の方法をとれば、もっともよくかつはやく獲得できる。すなわちこの国の各州は一種の従属的な共同社会 Commonalty or Commonwealth をつくる。そして主な町が……都市となる。そこにその市に接したかなりの地域の貴族と主たるジェントリが彼らの地位にふさわしい邸宅や宮殿をたて、行政に参与し、彼らじしんの裁判法をつくったり既存のものを利用し、その法をみずから選んだ裁判官によって、人間どうしの市民的政府のすべてのことがらにおいて上告なしに執行する。このようにして彼らは、かくも長いあいだ希望して語りあい、しかも獲得できなかった、司法を掌中におさめ、みずからの州とその周辺において法を完全かつ最終的に執行するの

である。たとえうまく行かなくても、責められるのは自分たちだけである。（中央の）主権からの法を期待したり恐れたりはしない。また（中央の大評議会議でつくられた法律で）公共の自由に重大な関連を有するものであれば、彼らはこの共同社会において、あるいは全領域から市に召集された（地方の）一般評議会において、彼らの諾否を表明し、代議員を通して限られた時間内に大評議会におくる。そしていったん判断が明らかにならざれば、他の州や共同社会にも伝えられ、……オランダ連邦のようには自分たちだけを除外したり、他との協調を拒否したりすることは許されない。このような仕事において彼らは、その価値と長所が一般の人民の注目をひき大評議会に選出されるようになるまで、現在よりもずっと良く仕事を行ない、慣れることができるのである。数州のひとびとの間に紛争がおこったなら、現在同様、首都か他のもっと便利な無関係の場所と公平な判定者にまかせればよい。<sup>(22)</sup>

さきにもふれたように、ミルトンの関心はこの論文の副題にかかげられた「この国における王政復古の不都合と危険とに比較して自由共和国の優秀性を論ず」という時論的要請に應える点に集中され、したがって当面の検討の対象である、自由共和国の下部組織ともいうべき地方、なかんずく地方議会の構造については、上の引用にみられるようにかかなりの曖昧さを残していることは事実である。まず第一にその地方議会のメムバーについても、何ら明確な規定がおこなわれていない。ウルフはこれについて「州における議会は制限選挙ではなく、有権者の全員によって選出される<sup>(23)</sup>」と述べているが、これは「共同社会」と地方の評議会を等置するミルトンの論理からの推測にすぎず、また永岡氏も、「これは委員会でないことをミルトン自身ことわっているから、住民のすべてが集って、協議できるものであるらしい<sup>(24)</sup>」とされるが、少くともミルトンの主張にみるかぎり、これはあまりにも「地方」の民主的性格を強調した解釈といわねばならない。さきの引用にみるように、ミルトンの構想の力点は、委員会という名のもとに地方が中央集権的な体制にくみいれられることへの反対と、また中央議会の議員たちが彼らの選出基盤を離れて中央に集中してしまうことへの警戒におかれていますのであって、後段に指摘されているように、「地方」の政治体制の担い手はあくまでも在地の「貴族と主たるジェントリ」に限定されていることが強調されねばならない。

しかし、この地方議会のメムバーの問題は少くともミルトンじしんには厳密な規定がないわけであるから、やはり

彼が「中央」との関連においてかかる「地方」をいかに把握していたか、がふたたび問題となるであろう。彼の論旨の基調をなすのは、いうまでもなく、「普通集会」を基盤とする地方の州（ないしはそれを分割した単位の）共同体——彼によれば *Commonalty or Commonwealth* ——の完全なアウトアルキーの論理である。その共同体は、在地の貴族とジェントリの主導の下に、立法・司法の面において「上告なし」に決定する権利をもち、最終的な執行権をもち、「公共の自由に重大な関連を有する」中央の立法といえども地方の承認なしには地方に侵蝕して行くことを許されない。しかもこのようにして「地方的な利害を理解し」（アイアトン）て、地方の行政に熟達して「価値と長所が一般の人民の注目を」ひいたひとだけが、中央の議会に地方選出の代議員として選ばれるのである。したがってそれは「時間にかかわる問題であって、一步一步完成に近づいていくものなのであるから」当面の危機をのりきるまさしく便宜的な手段として、中央議会の終身制を彼は提案したのであった。こうみてくれば、ミルトンの構想を貫く論理は、あくまでも完全な地方の自立性の主張であり、強力な地方分権の要求であったといえるであろう。

さらにここで強調されねばならないのは、ミルトンがその「自由共和国」の基礎単位と考えた「地方」の共同社会そのものに、*Commonwealth* という呼称を与えている事実である。さらにこのことは「オランダでは多くの主権者が結合してひとつの*Commonwealth* となっているが、イギリスでは数多くの*Commonwealth* がひとつの統合された委託をうけた主権のもとにある<sup>(25)</sup>」という指摘によってさらにはっきりしてくる。すなわちミルトンにとっては、「自由共和国」とは数多くの地方的な*Commonwealth* の複合体に他ならないのであって、必ずしも個々の住民が一足とびに直接共和国を構成するのではなく、そこに地方的な単位での*Commonwealth* が媒介項として欠くことのできない存在である<sup>(26)</sup>と考えられたのである。

このようにみえてくると、アイアトンの発言とミルトンの論理はまったく同じ線に立つものであるといわねばならない。しかもこの二つが、ひとつは共和政成立を目前に控えた体制の選択期において、さらに他方は共和政権の崩壊から王政復古の切迫というこれまた転換期において発言されたものであるだけに、注目をひくべきであろう。ことにミルトンにおいては「君主制が廃止されたら、ただちに共和政（*Commonwealth*）の骨組みがつくらるべきであったし、その

実践がはじめらるべきであった<sup>(27)</sup>という深刻な反省が出発点になっているし、またさきにも引用したように、「司法を中心として完全な自立性を有する「地方」の構造は「長いあいだ希望して語りあい、しかも獲得できなかった」ものであった。この点でもアイアトンとミルトンのあいだには、その発想の基盤にはまったく同じものが存在したといわねばならない。そこに主張されたものは独特な国家体制構築の姿勢であった。言葉をかえれば、そこにはイギリス革命における「地方」の問題が提起されているといえるのではなからうか。

- (1) Woodhouse, A. S. P., *Puritanism and Liberty, being the Army Debates (1647~9) from the Clarke Manuscripts with Supplementary Documents*, 1938, p. 53.
- (2) Macpherson, C. B., *The Political Theory of Possessive Individualism, Hobbes to Locke*, 1962, pp. 112~59.  
 同じ巻尾につけられた“Social Classes and Franchise in England c. 1648”と題する付録 (*Ibid.*, pp. 279~292) は説得力に富んでいる。
- (3) 私はさきに「独立派の政治理念」（水田洋編『イギリス革命——思想史的研究』昭和三十三年所載）と題する論稿で、アイアトンの政治論をとりあつかったことがあるが、そこでは本稿で検討しようとする視角を見落していた。
- (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)
- Woodhouse, op. cit., pp. 53~9.
- (13) 私に *Commonwealth* とする語義についての反省の眼を

開かせて下さったのは、大塚久雄教授のつぎの論考である。  
ここに特記しておきたい。

「近代化の歴史的起点——所謂『民富』の形成について」  
（『近代資本主義の起点』、一九四九年 所載）

「民主主義の形成と経済構造」

（『思想』、一九六〇年十一月）

「政治的独立と国民経済の形成——歴史的な視野からの考察」  
（『思想』、一九六一年六月）

「現代とナショナリズムの両極性」

（『世界』、一九六四年八月）

もとより本稿はきわめて限られた視野からのひとつの試論にすぎないが、将来機会をえて、「コモンウェルス」論を中核とするイギリス革命期の共和主義思想に再検討を加え、ひいてはイギリスにおけるデモクラシー理論の理解を深めたいと考えている。



- (14) まだじゅうぶんな検討をしてはいないが、あれほど広汎な史料の蒐集を行なったアボットも、共和政の成立過程の中べんごに呼称の決定、共和政宣言の起草過程などについてばなれしなう。(cf. Abbott, W. C., *The Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 4 vols., 1937~47, vol. II.)
- (15) Milton, John, *The Ready and Easy Way to Establish a Free Commonwealth, and the Excellence there of, Compared with the Inconveniences and Dangers of Readmitting Kingship in this Nation.* (in *Milton's Prose, The World's Classics edition*) pp. 445~476.
- ここに収録されているのは第二版である。なお、後にもふれるようにこの論文を扱ったすぐれた研究に、永岡(豆本)薫氏の「ミルトンの自然法思想と自由共和国論」(水田洋編、前掲書所載)があり、多くの貴重な示唆をうけた。
- 永岡氏の原典はロンドン版全集 (*The Works of John Milton*, ed. by F. A. Patterson, 18 vols., 1931~8.) と *Everyman's Library* 版であるが、筆者の使用した版との異同は審らかにしえなかった。
- (16) 中央の議員を選挙するにあたっては、まず有権者の欲するだけの候補者を選出させ、つぎに有権者の資格に限定を加えて候補者にふるいをかけ、結局、四回の選挙を行なって議員定数を確保することが提案されている。
- (17) *World's Classics ed.*, p. 462. cf. Wolfe, D. M., *Milton in the Puritan Revolution*, 1941, pp. 300~2.
- (18) Zagorin, P., *A History of Political Thought in the English Revolution*, 1954, p. 119.
- (19) Wolfe, *op. cit.*, pp. 299, 303.
- (20) *World's Classics ed.*, p. 458.
- (21) 永岡「前掲論文」二九八~三〇二頁。
- (22) *World's Classics ed.*, p. 463.
- (23) *Ibid.*, pp. 472~3.
- (24) Wolfe, *op. cit.*, p. 302.
- (25) 永岡「前掲論文」三〇〇頁。
- (26) *World's Classics ed.*, p. 474.
- ミルトンは共和政の崩壊期に発表したこの論文ばかりでなく、共和政の成立期に、チャールズ一世の処刑を弁護するために書いた『国王と為政者の権限』(“The Tenure of Kings and Magistrates”) (*The World's Classics ed.* pp. 325~371) においても、ロモンウェルスの成立の媒介として、「共同の盟約」Common league 団体としての都市 city, town の役割りを強調している。 *World's Classics ed.*, p. 331. 永岡「前掲論文」二八五~二九二頁を参照。
- (27) *World's Classics ed.* p. 457.



ならない。その点で従来のトレヴァ・ローパー批判は、さきにもふれたジェントリ論争とのからみあいからして両陣営の構成をいかに規定するかという問題だけに視野を限定してしまっており、したがって革命の過程と成果という問題領域におけるこのシェーマに即した分析は、きわめて乏しいといえるであろう。反革命的視角の優越するトレヴァ・ローパーの結論の可否を論ずることの可否はさておき、少なくとも彼にはこのシェーマからして革命の全過程を展望し、説明しようとする姿勢が存在する。革命の戦闘目標と政策に「没落ジェントリ」の意識が一貫して流れているのを指摘する彼は、「没落ジェントリ」の政治党派であった独立派の政策における地方分権的な要求を強調する。「すべてを吸収する宮廷とロンドンを嫌う『地方党』として彼らは、地方分権を唱えた。行政の地方分権、宗教の地方分権、産業の地方分権、法律の地方分権、教育の地方分権を」と。

この点でもザゴリンはトレヴァ・ローパーに批判を加えている。すなわち共和制政府はむしろ強力な中央集権体制を確立したのであって、ことに國務院に与えられた広汎な権限からみて決して地方分権を實行しようとした弱体の政府ということではできず、いなむしろ独立派は一六四五年のニュー・モデル軍編成の時点から州中心な視点を捨ててナショナルな視点をとっていた、というのがザゴリンの説の要点である。だがしかし両者いずれの場合においても革命の主導勢力たる独立派の政策を「中央集権か、地方分権か」という二者択一のかたちで把握しようとすることには疑問が残るであろう。何故なら政策はことに革命においては戦術的な要請から生まれるものであって、革命における諸政策は継起する諸段階に固有の要請を無視してはなりたちえず、またその政策には対象が当然存在するのであって逆に対象の反応が政策の決定に無視しがたい要因となつて働らくからである。こうした点を考慮にいれて当面の研究課題に注目するならば、革命陣営の中央機構がそれぞれの段階において地方をいかに把握しようとしたか、またそれに地方はどう対応したか、という問題が考察の中心にすえられねばならないであろう。

そのばあい、現在の研究段階において致命的な障害となるのは、革命史研究の基礎を築きあげたS・R・ガーディナーの業績にはかかる視角に應える関心はまったくみられないといえるのであって、ごく最近になってまさにジェントリ論争に触発されて地方のジェントリへの関心が強まって、やっと二、三の研究が出はじめたばかりであり、したが

ってここで利用できる研究成果もわずか数州に限られているという事実である。<sup>(6)</sup> きわめて限られた少数例から一般的な結論をひきだすことの危険はいうまでもないが、スタッフォードシャ、ケント、サフォクの三州の州委員会だけをみても、これまで述べてきた諸点についてのいくつかの貴重な材料がもられているし、そのうえこれらの諸州間には重要な点でかなりきわだった対照がみられるので、ひとつの試論という当然の枠組みのなかでいささかなりとも課題に接近していくことにしよう。

まず、共和政成立以前の戦闘段階において問題となるのは、一六四二年に各州に成立した州委員会 County Committee と、その後戦闘の進行状況の要請から生まれた州連合の動き(東部連合のごとき地域連合からニュー・モデル軍へ)の二点である。州委員会の起源については、それが議会の全国を対象とする統一的な立法によってではなく、各州それぞれを対象とする(ことに議会陣営の財源確保のための)条令の積み重ねによって成立したことが重視されねばならぬ<sup>(7)</sup>。したがってそれは名称の点ではともかく実質においては過去との連続の上に立つものであり、それゆえに州委員会の成立をもって地方政治における革命的な断絶を予想することはできないのである。たとえば議会記録や中央政府の文書のケント州委員会に対する呼称の変化をみても、当初の“deputy lieutenants”から“deputy lieutenants and committees”を経て“committees”となり、ついに“Committee of Kent”が登場していることからもわかるように、またサフォクにおいてははかかる“deputy lieutenants”と治安判事の定期的会合が革命の五十年も前から存在していたことが指摘されているように<sup>(8)</sup>、それは絶対王政の地方行政機構に完全に癒着したかたちで成立している。したがって州委員会はその成立の当初においては、絶対王政の地方行政機構においてその主体的な担い手となった社会層——「主要なるジェントリ」the principal gentry<sup>(9)</sup> あるいは「州ジェントリ」county gentry と呼ばれた階層——の支配下におかれることになる。ケントにおけるサー・エドワード・ヘイルズ Sir Edward Hales、サフォクにおけるバーナーディストン家 the Barnardistons<sup>(10)</sup> はその顕著な例である。サフォクだけはまったく例外的に、このバーナーディストン家を中核とする州ジェントリの支配が、中央における党派抗争をよそに、プロテクター政権に至るまで変動なしに維持されることになるが、他の州においては、中央における議会派陣営の内部抗争を忠実に反映して、

だいたい四五年末の「ニュー・モデル」の時期に大はばの委員の交替が行なわれ、「州ジェントリ」は退場し、小ジエントリともいふべき「教区ジェントリ」parochial gentry ないしは「新参者」Newcomers が委員会の実権を掌握することになる。<sup>(11)</sup> このような委員会メンバーの変動を決定づけた要因としては、それぞれの州に残存する遺制と社会構造がきわめて大きな要因をなしたであろうことは想像に難くないが、上述のようにその変動の時点として「ニュー・モデル軍」の編成の時期があげられている点を注目しなければならない。それは何よりも戦闘に勝ちぬくという現実的な要請にこたえた主戦派の中央における抬頭を反映するものであり、ひいては州とさらには州連合をこえたナショナルな観点の優位を示す事件に他ならないが、そうした動きを拒否して委員の構成にも変動がなく、そのかぎりではかかる要請にこたえなかったようにみえるサフォクの事例は、本稿の視角にとっては、きわめて興味ある存在といえるであろう。サフォクが「東部連合」the Eastern Association の中核的存在であり、それゆえに当然ニュー・モデルの中核とならねばならない課題を背負わされていたと予想されるだけに、この州の委員会のとった態度は検討に値する。<sup>(12)</sup>

それはナショナルな視点を否定するプロヴィンシャルな視点の優位を守ろうとする態度であるといえる。そしてその論理は、サフォク州がたどった東部連合からニュー・モデルへの歴史の歩みにおいて一貫して認めることができる。経済的に先進地帯に位置し、しかもロンドンとの交通の便の発達により、ジェントリのあいだには州をこえたイースト・アングリアの一体感という意識が発達したにもかかわらず、東部連合における各州の相対的な独立性の主張は根強かった。一六四二年二月にサフォク州のベリ・セント・エドマンズに五州の代表を集めて発表された東部連合の設立宣言<sup>(13)</sup>をみても、それが中央からの命令にもとづくよりはむしろ自発的な結成であることに強調点がおかれているのであり、しかもその目的を「加盟各州の平和のために」と規定しているのであって、連合があくまでも攻撃の手段ではなく防衛的な性格なものであることが強調されているのである。<sup>(14)</sup> 結成の自発性と防衛的性格の二点は当然結成された東部連合委員会に対する各州の態度に反映し、ケンブリッジのトリニティ・カレッジに設けられたこの委員会を各州は決して支配者とは考えず、したがって州を離れた次元で費消される財政負担を拒否し、委員もまた州を離れた委員

会への出席を拒んだため、東部連合は設立されたものの危機を迎えねばならなかった。しかし事態は、一六四三年夏のグレイ卿 Lord Grey of Warke の後任として東部連合軍司令官にマンチェスター伯 Earl of Manchester が任命されたことによって、やや好転する。彼は東部連合への信頼の回復につとめるとともに各州の自発性に期待し、もって連帯感の高まりを促し、ひいては各州委員会にもその指揮権の浸透をはかった<sup>(15)</sup>。したがって一年半後にいわゆる「ニュー・モデルの危機」が到来したときに、サフォークを中心とする東部連合参加各州はむしろマンチェスター伯を支持して、ニュー・モデル軍の結成を熱心に提唱するクロムウェルに反対する。一六四五年一月末にこれまたベリ・セント・エドマンズに開かれた東部連合参加各州代表者会議の記録から、その反対の論理を探ってみることにしよう。

参加各州からの代表者三十二人は、ハートフォードシャの代表二人を除き、一致してニュー・モデル軍の結成には懐疑的であり少なからぬ警戒心を被歴し、結論的には反対の態度を表明している。その場合論拠とされるのはやはり東部連合の結成が議会からの命令によるのではなくあくまでも各州の自発性によるものであり、しかもその目的は参加各州の防衛にあった、というのである。したがって各州にとって東部連合をこえるナショナルな組織は何よりもこの防衛に空白を生じ危険を招くと意識される。それは「ニュー・モデル軍は王国の平和に役立つかもしれないが、それはわれわれの仕事ではないのだ」という発言に典型的な表現を見出す濃厚なローカリズムに貫ぬかれている。しかもこのローカリズムはつねに反議会の意識を伴って表明されているのが見逃すことのできない特徴である。それはさきにもふれたみずからの自発性の強調とならんで、この会議で表明された要望事項を議会を避けて、両王国委員会 Committee of Both Kingdoms に訴える決議が可決されたところからも伺えるであろう。そして各州はその訴えのなかで「王国の全体のことからに従事して東部連合各州の相互援助に直接関係のない軍隊も維持せねばならない」財政負担の過重に不満を表明して、各州それぞれがみずからの財政負担による州軍隊の維持を主張したのであった。

このように東部連合からニュー・モデルへのサフォークの動きをたどってみると、たんなる革命の戦闘遂行という軍事的観点をこえた重大な問題がそこに提起されているといえるであろう。それは中央から干渉の手をさしのばしてくと意識された議会に強く反撥し、州の自主権を強く主張する態度であり、少くともそこには「議会主権」の対抗物

としての「州共同体の主権」の要求がかなり明瞭に姿を現わしているといつてよいであろう。ここには明らかに前節で検討したミルトンの「自由共和国」論の原型を具体的に認めることができるのである。それならばかかる「州共同体の主権」の要求が、ミルトンの論文に姿を現わすまで、現実の政治過程において姿を消したのは何故であろうか。そのもっとも大きな要因は、エヴェリットも指摘しているように、それが「議会陣営の敵ではなく、友によって」主張された点にある<sup>(18)</sup>。もしも「州共同体の主権」を要求するならば、それは議会議主権と国王主権の對抗過程において第三者的な道を歩まねばならず、現実の争点が議会と国王のあいだに設定されて武力抗争の進行しているこの段階においてにはもはやそれは不可能であった。したがって州はせいぜいのところ要求を提出したにとどまり、「ニュー・モデル条令」と「辞退条令」の発布によって、革命陣営構成のナシヨナルな原理の優位が確保されると、州共同体のローカリズムは敗退を余儀なくされ、その土台にたつて革命陣営の勝利が獲得されたのである。

以上の分析から、州ローカリズムの担い手は、サフォクに典型がみられるように、大ジェントリであり、逆にナシヨナリズムの担い手は、委員会のメンバーの交代がみられた各州の例が示すように、小ジェントリであった、といふひとつの推測が可能である。そこで前節でみたミルトンの論理との関連において彼ら大ジェントリの政治意識を決定づけたものが何であったかをみておくことにしたい。ミルトンが貴族と在地ジェントリによる州共同体の完全なアウトルキーの論理を展開したとき、その根底にあったのは何であつたらうか。彼は王政と比較した「自由共和国」の長所を論じて、「そこ(自由共和国)では、もっともえらい人も自分の費用と負担において公衆に対してはつねに召使いであり、骨をおつて働らく人であつて、自分の仕事を捨ててかまわぬが、同輩よりは決して上に立つことはなく、家族とともにまじめな生活をおくり、街路を他の人と同様に歩きまわり、誰でも別に崇拜する気持ちもたず自由親しげに話しかけることができる<sup>(19)</sup>」といっている。そこにはあのイギリスの地方行政において無視しがたい役割りを演じた「名望家支配」の理想図が描かれているといつてよいであろう。ひるがえつてサフォク州における寡頭支配の頂点に立っていたバーナーディストン家の家長サー・ナサニエルに眼を転ずるときつぎのような記述に遭遇するのである。「彼は自発的に危険と苦難に身をさらすことを拒まなかつた。船舶税……のもとにおける彼の苦難を見よ。

それを拒否したために彼は長いあいだ獄舎に捕われの身となった。また万人の最大の信託をはたす際の彼の忠実さと誠実さを見よ。万人の最大の信託とは州騎士・議會議員としての彼の奉仕をさしているのであるが、その地位に彼は機会あるごとに選出されたけれども、それは彼の敵のように特権を行使したからではなく、ひとびとが彼の決断を経験し信頼したからである。……したがって（議員の）選挙が行なわれることになる、すべての人の考えと眼と決意は彼に注がれ、ひとびとはバーナーディストンを！と叫んだ。その信託を彼は偉くなるうという野心や隣人にいばかりちらして踏みつけようとする気持ちからではなく、この州における教会とコモンウェルスに対する奉仕に献身しようとする気持ちと信仰から、引きうけたのであった。<sup>(20)</sup>

ここにイギリスの地方行政の一単位としての、サフォーク州における絶対主義下の政治構造が鮮かに描きだされている。それはまさに一六二九年の一史料が述べている（「議員たちは」自分たちが地方から選出されたのであるから、地方と臣民の自由と言論の自由のために一身を捧ぐべきであるし、また臣民のためにできるだけ多くの特権を国王から獲得すべきである、と考えている。自分と地方の財布を救うために決然として上納金を拒むならば、彼らはすぐれた愛国者であり、よきコモンウェルスメンであり、都市と地方から彼らに委ねられた信頼に忠実に応えるものである<sup>(21)</sup>）というイメージともまさに合致する。ミルトンの「数多くの地方的コモンウェルスの複合体としての共和国」という構想を支えた基盤はここにあったのである。しかもその場合注目しなければならないのは、バーナーディストン家を頂点とするサフォーク州の寡頭制の構成員じたい、ケント州などに比較すればその土着性のうすいことが指摘されている事実である。少なくとも主導的なジェントリの七〇パーセントは一五〇〇年以降にこの州に住みついたものであるし、他ならぬバーナーディストン家は十六世紀にいちじるしく名をあげたいわば「上昇ジェントリ」の家系に属している。<sup>(22)</sup>しかも彼らに濃厚な州ローカリズムにもかかわらずその所領はサフォーク州以外の土地にも分布しているのであって、サフォーク州だけにしがみついた排他性は元来彼らとは無縁のはずである。もとより彼らひとりびとりの経済的基盤はさらに詳しく検討されなければならないが、イプスウィッチを中心とする貿易活動と農村における酪農業の発達<sup>(24)</sup>が、彼らにいわゆる「企業家的ジェントリ」たる性格を強く帯びさせるようになったことは否定できない。<sup>(24)</sup>したがってこれ



までみてきた州単位のコモンウェルスとは、政治史的にみれば、権力の貫徹をめざした絶対王政による州の地位の相対的強化、ことに州統治の中核として登場する土着のジェントリ層を直接の担い手とし、さらに経済史的にみれば封建制の解体過程のなかに形成されてきた小ブルジョア層の利害に密接に結びついて成立したものであるといえるであろう。したがってそれは決して単純に絶対主義以前の段階に復帰しようとする守旧的な志向をもつものとは考えられず、むしろもちろん一定の限度内ではあるが、イギリス社会の近代化、新しい社会秩序の構築に何らかのかたちでの寄与をなしたのではないかと考えられる。それゆえにこそ革命の過程に登場するかかる「コモンウェルス」意識が注目されねばならないのである。

- (1) Trevor-Roper, H. R., *The Gentry 1540~1640, The Economic History Review Supplement*, 1953.
- (2) Hill, C., *The Century of Revolution 1603~1714*, 1961, p. 102.
- (3) Zagorin, P., "The Social Interpretation of the English Revolution" *Journal of Economic History*, XIX, 1959, p. 392. cf. Zagorin, P., "The Court and the Country: A Note on Political Terminology in the Earlier 17th Century" *English Historical Review*, vol. LXXVII, No. 303, 1962. またトレビヴァ・ローパーに刺戟されて絶対王政の官僚機構の研究にもかかったマイルマー (Aylmer, G. E., *The King's Servants, the Civil Service of Charles I, 1625~42*, 1961) はその研究にならばトレビヴァ・ローパーを批判しつつも (Ibid., pp. 331~2)、新刊の十七世紀イギリス史の概説書 (Aylmer, G. E., *The Struggle for the Constitution, 1603~1689*, 1963. なお本書はアメリカでは *A Short History of Seventeenth-Century England* というタイトルで Mentor Books の一冊として刊行されている) においては、絶対王政の胎内における対立の説明にこの概念の有効性を認めながらも、革命の原因論としては「一種の陰謀理論」であるとして斥けている。 (Ibid., Mentor ed., pp. 66, 128)。なお筆者もかつてこの対立を政策決定と政策実施という政治過程におけるエリートと二つの機能の対立として把らえることを提唱した。「イギリス革命の政治過程分析」(『史論』第十集、一九六二年)を参照していただければ幸いである。
- (4) Trevor-Roper, *op. cit.*, p. 43.
- (5) Zagorin, "The Social Interpretation . . ." pp. 385~6.

- (9) (A) Everitt, A. M., *The County Committee of Kent in the Civil War, 1957.* (以下 Kent と略記)  
 (B) Pennington, D. H., *The Committee at Stafford 1643~45, the Order Book of the Staffordshire County Committee, 1957.*  
 (C) Everitt, A. M., *Suffolk and the Great Rebellion 1640~60, 1961.* (以下 Suffolk と略記)  
 なおわが国の研究では、尾崎芳治「イギリス革命の『主体』」(『経済論叢』第八六巻第六号、昭和三十五年)が(A)(B)を、また椎名重明「イギリス市民革命の土地問題」(『社会経済史大系』IV、昭和十五年)が(A)を利用している。
- (7) Everitt, Kent, p. 9~10. Suffolk, p. 22. こうして各州に州委員会が成立した後に、一六四三年五月三十日の議会命令と“Instructions to the Lord Lieutenant and Deputy Lieutenants”が、そのごじやうの権限を規定している。Kent, p. 13.
- (8) Everitt, Suffolk, p. 10.
- (9) Ibid., p. 22.
- (10) Ibid., pp. 25f.
- (11) Everitt, Kent, pp. 23~29. Pennington and Roots, *op. cit.*, pp. xxii~xxiii. cf. Appendix X.

ただし「州ジェントリ」と「教区ジェントリ」の区別は必ずしも明確ではない。それは彼らの社会的活動範囲に由来する命名であるが、それが同時にある程度の財産規模の大小にも関連していたことは、エヴェリット、ペニンントン・ルーツの記述に、“greater” “lesser” なる形容詞の使用されているところからも伺える。

(12) サフォーク州委員会の構成に他州のごとき変動、換言すれば州内部における社会的対立がみられなかった理由としてエヴェリットが指摘しているのは、宗教上の要因と、行政組織上の要因の二つである。前者についてはバーナーディストン家をはじめとする州委員会の主導メンバーの信奉したピューリタニズムが長老派のそれであったことが指摘されており(Everitt, Suffolk, p. 25)それは後述のニュー・モデルをめぐるマンチェスター伯とクロムウェルの争いにおいてサフォークが前者を支持したところからも伺えるが、まさにそれゆえにこそ、独立派の中央における権力掌握にもかかわらずなぜ彼らが支配を継続しえたかが問われねばならないであろう。とすれば、重視せねばならないのは第二の行政組織上の要因である。すなわちサフォーク州委員会においては、ケント州にみられるがごとく、州以上の単位の地域的な委員会は成立せず、ベリに設けられた州委員会の実務には輪番制の原理が採用された(Everitt, Suffolk,

pp. 26~7.)。ところがケント州においては、ケント特有の遺制である六つの地域単位 *lathes* が残存したために、ここにも州委員会の *Sub-committees* が設けられることになり (Everitt, *Kent*, pp. 10~11)。<sup>17</sup> この地域委員会が「ニュー・モデル」後に州委員会を追われたサー・エドワード・スコットの「州シェントリ」の牙城となり、「州シェントリ」と「教区シェントリ」の対抗が地域委員会と州のそれとの対抗というかたちをとる (Everitt, *Kent*, pp. 29, 52)。<sup>18</sup> ここで二州における「州シェントリ」の把握しえた地理的スケールの差が指摘できるであろう。まさしくサフォーク州の事例に示される大シェントリこそ「州シェントリ」の名にふさわしいものであった。

- (13) Everitt, *Suffolk*, pp. 39~40. サフォーク州の代表は全員二十八名中十一人を占めており、その優越は明白である。
- (14) この設立宣言に続いて発せられた東部連合軍指揮官グレイ卿の各州の *deputy lieutenants* にあてた委任状にも、「加盟各州の防衛と保護と平和のため」と規定されている。(Ibid., p. 51.)
- (15) Ibid., pp. 28~31.
- (16) Ibid., pp. 83~9. cf. pp. 33~4.
- (17) ニュー・モデル軍の費用五万四千ポンドのうちじつに三万ポンドが東部連合各州にわりあてられた。

(cf. Ibid., pp. 33, note, 4.)

- (18) Ibid., p. 34.
- (19) Milton, *The Ready and Easy Way to Establish a Free Commonwealth*, World's Classics ed., p. 453.
- (20) Fairclough, Samuel, *The Saints' Worthiness . . .*, 1653, *Address to Lady Barnardiston*——cit. in Everitt, *Suffolk*, p. 19.
- (21) (Anon.), "A True Presentation of Forepast Parliament," 1629, Brit. Mus. Lansdowne MS, 213, No. 162——cit. in Zagorin "The Court and the Country" pp. 309~10.
- (22) Everitt, *Suffolk*, pp. 20~1.
- (23) Ibid., p. 21.
- (24) Ibid., pp. 17~8. たとえばサー・ナサニエル・バーナーディストンの年収四千ポンドをはじめとして、主要な州シェントリのメンバーの年収は一、四〇〇ポンドをこえている。なおイースト・アングリアのシェントリに関するシンプソンの研究 (Simpson, A., *The Wealth of the Gentry East Anglian Studies*, 1961) は「バーナーディストン家についてはまだよくあはれておらず、ただサフォークの出であるニコン家が「上昇法律家」の典型的な例として詳しく分析されている。(Ibid., pp. 22~114)

## 三

前節の分析から、一六四五年におけるニュー・モデル軍の編成がただ単に革命の戦闘技術という軍事的な観点をこえて、いわばイギリス革命の性格を決定づける上できわめて大きな意義をもったことが明白となるであろう。ニュー・モデル軍を背景に中央と地方における権力を掌握したのは、まさにナショナルな志向であった。そして州を支配するメンバーの階層の交代がみられたケントの場合では、州ローカリズムの志向を有する「州ジェントリ」は州政治の舞台から追放され、代ってナショナルな「中央集権への強力な傾向」が支配的となる。<sup>(1)</sup> サフォクの場合ではかかるメンバーの交代はみられなかったが、その主導メンバーによっていだかれた州ローカリズムが、もはや強力な政治的発言力を失ったことはいうまでもない。こうみてくるならば、独立派をさして「地方分権的」な政策の遂行者とみるトレヴァ・ローパーの規定は誤りであって、ザゴリンのいうように、彼らはいくまでもナショナルな次元での革命の遂行を希求するかぎりにおいて中央集権的であり、「地方分権」の要求はむしろ彼らに敵対する革命陣営の内部分裂として表現されている、とみなさなければならぬであろう。とする<sup>(2)</sup>とむしろ問題は、窮極的には「議会主権」というかたちでその表現をみる国家構築の姿勢に対して、その対抗物として登場している「州共同体の主権」の要求が、イギリス革命において、ひいては以後のイギリスの発展にいかなる影響をもちえたか、にあるといわねばならない。

一六四五年に勝利を収めたはずの中央集権的な傾向が、なおその勝利を不動のものとするのできなかった実例は、プロテクター政権から王政復古への歴史においてははっきりと認めることができる。まず第一に、普通、軍事独裁政権として理解されているプロテクター政権すら、必ずしも求心的な中央集権的傾向を強力に実行に移すことはできなかった。ことに文字どおりの独裁を実現すべき権力機構として期待された軍政官制度 Major Generals System においてさえ、軍政官と被治者たる民衆のあいだには、治安確保委員 the Commissioners for securing the Peace of the County という職名のもとにその州・都市の土着の有力者が任命されて、軍政官に与えられた職権の直接の実施にあたっている。まさしく軍政官制度じたい独裁政権の権力機構でありながら、地方の伝統的な行政組織に対しては

破壊者たりえず、むしろそれとの協力関係を前提としてはじめて機能しえたのである<sup>(2)</sup>。しかも第二に、プロテクター政権は議員の選出基盤についても致命的な認識の誤ちを犯した。すなわち、前節でみたような各州における州委員会メンバーの変動、本稿の視角からいえばナショナルな志向を有する小ジエントリ層によるその実権掌握によって、州を支配しえたと考えた中央政府は、州の支持をたよりにして都市選出議員を削減し州選出議員を増加させる政策をとった。しかし一六五六年九月に行なわれたプロテクター第二議会の選挙結果は、むしろ期待に反して数多くの反政府分子の進出を招き、狼狽した政府によって議員の資格審査が行なわれ、その結果、総数四六〇人の議員のうち約一〇〇人が追放され、五〇六〇人が自発的に議員たることを辞めるといふ情勢を生む。しかもここではなほ特徴的な事実は、追放された一〇〇人のうち七〇人が州選出議員であり、ことにかつての議会派の支持地盤の中核とみなされていた東部・南部の州選出議員がその多数を占めている事実である。具体的な数字を挙げれば、東部連合七州の州選出議員五十七人のうち半数以上の二十九人が追放されている<sup>(3)</sup>。もちろんこの選挙結果については個々の分析が必要なことはいうまでもないが、しかしかかるかたちで表現されたプロテクター政権に対する批判の基盤にいったん歴史の舞台から姿を消していた、中央からの干渉を拒否するあの州ローカリズムが大きな役割りを演じたことは否定できないであろう。まさしくかかる時点に立ってミルトンはこの州ローカリズムを基礎とする「自由共和国」の構想を発表したのであった。それならばかかる州ローカリズムは革命後においてはいかなるかたちで存在したのであるうか。

イギリスにおける地方行政の歴史について画期的な研究を残したウェッブ夫妻は、一六八九年の名誉革命に、明らかにひとつの時代の画期を見出している。そしてこの名誉革命から一八三五年の都市自治体法にいたる地方行政史上の一段階の最大の特徴を、中央政府の地方に対する無干渉政策の登場とその結果としての地方における治安判事による完全な自立性の獲得にみいだし、この時代においては「地方的自立性による無政府状態」が支配した、と把握している<sup>(4)</sup>。この視角からすれば、十七世紀の二つの革命によるステュアート絶対王政打倒のイギリス地方制度に与えた最大の成果として、「地方的な特権に対する専制的な干渉がほぼ終わったこと」<sup>(5)</sup>が強調されるわけであるが、この視角をば本稿で検討してきた革命の具体的な経過に現われた動向と関連づけて把握することによって結びにかえることにし

よう。

ウェッブが「地方的自立性の無政府状態」というばあい、その「地方的自立性」の地域的単位として州と都市が、さらにその担い手として治安判事の役割りが挙げられていることに留意しなければならない。イギリス地方行政における州と都市の二元性の問題は、ただ革命期における陣営構成決定において独自の要因となつたのみならず、都市間の不統一性が打破されて一元的なたちで中央政府の支配下にくみいれられる十九世紀後半まで、一貫して流れるイギリス史のひとつの特徴であり、それじたい興味ある分析対象であるが、本稿では主として「州権的ローカリズム」というかたちで現われる政治意識を検討の対象としてきたので、ここでも地方自立性の基盤として州だけに視野を限定することにした。ここで王の中央権力を国家の末端に至るまで浸透させ、その意味で多元的な封建的権力の残滓と地域的遺制と慣習の優位を否定しようとした絶対王政の諸政策が、かつては王に対する「奉仕の単位」にすぎなかつた州をして、窮極的には「地方的自立性」の、換言すれば「地方自治」の単位へ変質せしめることになつたパラドックスが注目されねばならない。テューダー絶対王政は、州の巡回法廷の主宰者として実質的には州を把握していたシェリフの手から広汎な権限を奪つて名誉職の性格に変え、他方、地方統治の重心を治安判事に移して彼らの四季裁判所 *Court of Quarter Sessions* を中核とする活動に期待する<sup>(8)</sup>。しかも形式的には任命権を国王が把握し、そのうえ直接的には枢密院を通して、また間接的には巡回法廷を通して、治安判事の行動を監視し制限し、最終手段としては委任を取り消すことによつて、彼らに支配を及ぼすことができた<sup>(9)</sup>。しかしながら治安判事の最大の要件として土着性が要求され、しかも国王の治安判事任命権が形式的なものであるかぎり、政策実行のイニシアティブは、治安判事に任命された土着のジェントリ層に握られることになり、しかも彼らの無報酬という原則に裏うちされた「奉仕意識」がそのオブリゲーションの対象を地域社会に求めるとき、それが地域共同体の自治意識に転化するのには必然であつた。そのうえ彼らに課せられていた束縛は、絶対王政の否定とプロテクター政権の打倒によつて一掃され、「干渉からの自由」を獲得した彼らの自発性はいつその高まりを見せ、かつ文字どおりの「地方の自立性」が実現する。しかも治安判事の活動の中心はつねに法廷内におかれていたのであつて、したがつてイギリスにおける地方行政が伝

統的に州住民の代表たる陪審による告発 presentment・起訴 indictment にもとづく公判・判決という形式をとる司法問題として処理されていることを見落してはならない。したがってそこにおいては、まさしくモンテスキュー的な権力分立論とは逆の、司法・立法・行政の混在がその特徴をなすのであり、それが地方の自立性、地方自治の觀念に裏うちされるとき、中央の議会における地方を施行対象とする立法においても全王国を一律に施行の対象とする一般法よりは特定の地域のみを対象とする個別法の優位を導きだすであろう。それがウェッブによってはっきり指摘された十八世紀における議会立法の特徴をなすのであり、典型的な実例として救貧行政(たとえば一七九五年のスピーナムランド決議<sup>(13)</sup>)と第二次エングロジュア運動に関する議会立法を挙げることができる。ここで議会と地方行政の密接な連関が一段と強化される。すなわち「農村地域内の地方行政に関するかぎり、庶民院はいくつかの四季裁判所の立法上の『手形交換所』以上のなものでもない<sup>(12)</sup>と自覚していた。ウエストミンスターに議席を占めた州騎士は、みずからをかかる法廷のスポークスマンと考え、その法廷から法案の提出・賛成・修正・反対についての指示を仰いだ<sup>(14)</sup>」という独特の政治構造がそこに現われる。それが、前節でも指摘した議員とその選出母体の関係の発展形態であることは言を俟たない。

もちろんその基底にあるのは、一定の財産、ことに土地の所有者が地方行政遂行の必要条件を満たすのみならず、積極的な権利すら有するという寡頭支配を必然視する意識であり、<sup>(15)</sup>しかもそれが政治技術的には同じ社会階層内への候補者の限定と互選によって獲得された支配階層の同質性に確固たる地盤を有するものであり、<sup>(16)</sup>それゆえに個別的な対象をもつ議会立法に共通する社会的な性格として、地域は異なれど共通の特定階層の利益追求を認めることができることはいうまでもない。しかしながらこの十八世紀の段階においては、前述の如き角度から主張され要求される原義的な意味での「コモンウェルス」が、個々に自立性をもった地域単位のコモンウェルスの総合体として現われ、それがごく単純にナショナルな性格をつねにもつと考えられる議会立法の基底に存在したのであった。

とすれば、議会立法が真にナショナルな性格を完全に獲得し、その意味でイギリス全土を対象とする真のコモンウェルスを実現するのは、十九世紀の二〇年代以降の具体的にいえば三二年の第一次選挙法改正、三四年の救貧法改

正、三五年の都市自治体法成立、六七年の第二次選挙法改正、七〇年の初等教育法の成立、八二年の第二次都市自治体法、そして八四年から八五年にかけての第三次選挙法改正と議席再分配法の成立、という一連の改革を通して中央政府の地方把握、換言すれば国家権力の地方への浸透をまわつてのことであつたといえよう。よくいわれるように、十七世紀の二つの革命は、国王から議会への主権の移動をもたらした。議会立法の優位を保証したが、そのうえかかる議会主権には私有財産権の議会法による承認がともなわれていた。そして私有財産権を法によって承認された新しい階級はそれを前提として新しい社会関係をつくりだすことにとめる。しかしその新しい社会階級が革命につづく十八世紀に樹立したものは、地主的財産所有者による寡頭支配体制に他ならなかつた。その寡頭支配は、形式的には議会に制約される国王からの委任という中央政府との接触を保つとはいへ、基本的には土着のジェントリ層による完全な地方の自立的な体制、いわゆる地方自治体制に他ならなかつた。市民革命後におけるかかるアウタルキーの長期間にわたる残存、いなむしろその確立を、いかに評価するか、ここにイギリス革命における「地方」の問題を把握するにあいのひとつの重要なポイントが存するといわねばならない。その意味で、革命期に表明されたアイアトンとミルトンの国家体制構築の姿勢は、きわめて示唆に富む検討の対象といえるであろう。<sup>(18)</sup>

- (1) Everitt, *Kent*, pp. 29~30. ただし両者の対抗は一六四八年までつづいた。前節の註(16)を参照。  
vols. vol. IV, chapter V "A Century and a Half of English Local Government: The Old Principles" esp. pp. 350~3. なお本書のこの章とつぎの章 "The Emergence of the New Principles" の二章が、*The Development of English Local Government 1689~1835*. と題われ Home University Library の一冊として刊行された。
- (2) 拙稿「イギリス革命における独裁機構——軍政官制度について——」(岩間徹編『変革期の社会』一九六二年所載) 参照。  
この版に序文を寄せたイギリス歴史学界の長者 Sir George Clark はそのなかでウェッジプ史学のネーミング史学に与えた
- (3) 同右、ことに八二~四頁参照。 cf. Firth, C. H., *The Last Years of the Protectorate*, 1909, 2 vols., vol. I, p. 16.
- (4) Webb, S. and B., *English Local Government*, 1963, 11



影響を高く評価している (Ibid., pp. ix~x)。本稿で述べたようにイギリス革命における「地方」の問題を提起したのが、ネーミアの流れをくむトレヴァ・ローパーであることを考えあわせるとき、これは興味ある指摘であるといわねばならない。

- (5) Webb, *op. cit.*, vol. IV, p. 351. (HUL ed. p. 3)
- (6) 最大の働らきをしたのは、いうまでもなくロンドン市の役割りである。邦語文献としては、浜林正夫「イギリス革命とロンドン」(『商学討究』第十四卷第二号、一九六三年)を参照。前節で検討したサフォーク州の場合でも、海港都市イプスウィッチの独自の動きが注目される (cf. Everitt, *Suffolk*, p. 109f.)。軍政官制度のもとにおける州と都市の異質性の問題は、前掲拙稿がとりあげている。
- (7) Webb, *op. cit.*, vol. IV, pp. 355~9. (HUL ed. pp. 3~14).
- (8) Elton, G. R., *The Tudor Constitution, Documents and Commentary*, pp. 451~4.
- (9) Ibid., p. 455.
- (10) 個々の任命の経過を史料的に検証することは不可能であるが、土着性と各州四~五〇人という数 (Elton, *op. cit.*, p. 453) からみて、Lord Lieutenant に任命された local magnates ないしは巡回法廷裁判官の推薦が大きな役割りを演じたことは疑う余地がない。ここからはイギリス政治

構造の特色をなす clientage = patronage の問題がでてくるのであり、その政治集団形成の役割りを無視することは許されないが、本稿では検討の対象外においた。この問題については小川晃一「英国における政治的階層——その構造と循環」(『思想』四六五号、一九六三年)参照。

- (11) Williams, E. N., *The Eighteenth-Century Constitution 1688~1815, Documents and Commentary*, 1960, p. 256.
- (12) Webb, *op. cit.*, vol. IV, pp. 389~96. (HUL ed. pp. 57~67). Williams, *op. cit.*, pp. 280~1.
- (13) cf. Williams, *op. cit.*, pp. 296~7.
- (14) Webb, *op. cit.*, vol. IV, p. 388. (HUL ed. p. 56)
- (15) Ibid., p. 386. (HUL ed. p. 53)
- (16) Ibid., pp. 371~6, (HUL ed. pp. 31~8).
- (17) Keir, D. L., *The Constitutional History of Modern Britain 1485~1951*, 5th ed. 1953, pp. 513~23.  
 いうまでもなく、これは、ウェッブ的視角によればイギリス地方行政における「新しい原則の出現」に他ならず、彼らはそれを産業革命の生みだした諸弊害の除去される過程として把握している。  
 (cf. Webb, *op. cit.*, vol. IV, ch. VI)
- (18) 本稿はきわめて限られた材料からイギリス革命における「州権的ローカリズム」に注目したのに留るのであって、まだ数多くの問題点を残している。最後にその若干に言及

しておこう。

第一に政治史的問題として、革命をトレヴァー・ローパーのように「地方」対「宮廷」の争いと把握するならば、第二節でもふれたように、そのシェーマは革命以後の政治過程についても展望をもたねばならない。後期ステュアート朝以後に出現するいわゆる Country Party の革命期におけるそれとの系譜的關係を問うことから、それは始まる。この問題については対象の時期がやや限定されるとはいえ、Walcott, R., *English Politics in the Early Eighteenth Century*, 1956 の分析 (esp. pp. 92f.) がきわめて有益である。

つぎに思想史的問題としては、やはりピューリタニズムの教会組織論の地方自治体制の形成に果たした役割りの問題を無視することはできない。たとえば松浦高嶺氏の「清教徒革命における『宗教上の独立派』——Independency についての一考察」(『史苑』二三ノ一、一九六二年)にみられる精緻な分析は、国家権力と地方統治機構の關係に関するピューリタニズム的思考様式について多くの示唆を含んでいる。ことにこの視角は、教会組織に原型を有する「自由な共同社会」にデモクラシーの支持基盤をみいだすリンゼイの民主主義論 (Lindsay, A. D., *The Essentials of Democracy*, 1929. 永岡薫訳『民主主義の本質』一九六四年) 理解のための不可欠な前提といえよう。ウェッブも

「この時期(十八世紀)の地方行政で何らかのかたちで自治体のデモクラシー communal democracy がみいだされるのは vestry の集会だけである」といつている (Webb, *op. cit.* HUL ed. p. 31)。

第三に、上の第二の問題と密接な関連を有するが、元来は教会組織の細胞であったその vestry の地方行政組織への機能の転換の問題が、地方自治体制の基礎にあるものとして検討されねばならない。この視角は本稿では検討の対象外においた都市共同体の構造について新しい照明を与えるであろうし、ひいては本稿においても指摘したイギリスにおける州と都市の二元性の問題についても示唆を与えるであろう。

(附記)

本稿は昭和三十九年度文部省科学研究費(各個研究)による研究成果の一部である。